

ID: 747

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	原状回復に代る措置の指示		
法令名 根拠条項	道路法 第40条第2項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【根拠条文】 (原状回復) 第40条 道路占有者は、道路の占有の期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合においては、占有物件を除却し、道路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。 2 道路管理者は、道路占有者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日